

令和3年5月11日

出版健康保険組合

「緊急事態宣言」延長に伴う対応について

平素は、当組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年5月7日、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、1都2府1県（東京都、大阪府、京都府、兵庫県）に発令されている「緊急事態宣言（4月25日～5月11日）」は5月31日まで延長されました。また、新たに愛知県、福岡県にも追加で発令されました。

こうした状況の中、当組合におきましても引き続き、感染拡大防止対策を徹底し、一部業務を下記のとおりとさせていただきます。

皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 組合事務所における窓口業務について（本部事務所・大阪支部事務所）

令和3年5月31日までの期間における窓口（受付）時間につきましては、10時00分～16時00分までとさせていただきます。なお、感染防止のため郵送での申請にご協力くださいますようお願いいたします。

（注）組合事務所は来館時に手指の消毒を実施しております。本部事務所はサーマルカメラによる検温を実施、また、感染予防を図る観点から職員はマスク着用のまま対応させていただきます。

2. 健康管理センターにおける診療及び健診業務について

（1）診療所

感染予防対策を徹底し診療を行います。

（注）状況によって外来枠を縮小する場合があります。ホームページトップ画面の「健康管理センター（診療所）休診・代診」にて、診療科の開設状況を掲載し随時お知らせしておりますのでご確認ください。

(2) 健診業務

新型コロナウイルス感染症対策として、「3密」（密閉・密集・密接）を回避し、受診人数を制限するなど感染防止対策を徹底し実施しております。

3. 健康増進センター「すこやかプラザ」における臨時休業について

令和3年5月31日まで臨時休業とさせていただきます。

4. 保養施設について

「京都すみのくら」は令和3年5月31日までの間、新規の利用申し込みは休止とさせていただきます。

5. 体育奨励事業

令和3年5月22日（土）に開催予定の「卓球練習会」は中止といたします。

会場：健康増進センター「すこやかプラザ」